

令和8年度新たな地域医療構想策定支援業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度新たな地域医療構想策定支援業務

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日までの間

3 委託業務の目的

県が、令和7年12月12日に公布された改正医療法（令和7年法律第87号）に定める地域医療構想の策定及び第8次愛媛地域保健医療計画の中間見直しを行うに当たって、これまで県が分析してきた地域の医療提供体制の課題、地域医療構想策定ガイドラインや厚生労働省所管の各種検討会の資料、同省から提供されるデータ等を踏まえ、専門的見地からの調査・分析、助言等の支援を行うことを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 構想区域の見直しの必要性等を協議するための資料の作成

受託者は、県と協議の上、構想区域の見直しの必要性等を協議するための資料を作成すること。

ア 資料作成の基本的な考え方

構想区域の見直しの必要性等を協議するための資料の作成に当たっては、地域医療構想策定ガイドライン、厚生労働省所管の各種検討会の資料、同省から提供されるデータ等の内容を把握、理解するとともに、医師会・医療関係者・市町等の地域の関係者の意見を踏まえることを前提とするほか、次の点に特に留意すること。

- (ア) 構想区域は、将来の人口や医療需要、医療従事者や医療機関の配置状況等を考慮して、病床機能の分化及び連携を促進することを目的に、二次医療圏を基本として設定するものであること。
- (イ) 二次医療圏は、地理的条件や交通事情等を考慮して、入院医療の提供体制を確保するための病床整備を目的として設定するものであること。
- (ウ) 2040年やその先に向けても、医療資源に応じて、持続可能な医療従事者の働き方や医療の質の確保に資するような急性期拠点を確保・維持できるものであること。
- (エ) 医療資源が相対的に少ない中、周辺の相対的に人口や医療資源の多い区域との統合の必要性を調査・分析すること。
- (オ) かかりつけ医機能の確保状況に関する調査・分析を行い、地域医療構想調整会議等で協議するための資料を作成するなど、かかりつけ医機能報告の結果を踏まえること。

(カ) これまで県が分析した県内6圏域の課題等を踏まえること。

イ 基本的な考え方に基づく定量的（客観的）データ

(ア) 前記アの資料作成の基本的な考え方を踏まえ、次のような定量的データを受託者側で収集、調査・分析等を行うこと。

- a 現在の人口、将来の人口
- b 現在の病床数、必要病床数の将来見込み
- c 医療従事者数
- d 医療圏別入院自己完結率
- e 医療圏別搬送件数、手術件数
- f 患者の傷病、平均入院日数
- g 高速道路の整備状況
- h かかりつけ医機能報告結果
- i 医療機関機能報告結果
- j 県内6圏域の現状分析結果

(イ) 前記(ア)の定量的データの具体例としては、次のようなものが考えられる。ただし、詳細は地域医療構想策定ガイドラインで示されるとともに、一部のデータは厚生労働省から提供される予定であること等から、その内容を把握し、理解した上で業務を行うこと。

- a 国勢調査、地域別将来推計人口
- b 病床機能報告、外来機能報告
- c 医療計画作成支援データブック
- d DPCデータ
- e KDBデータ
- f かかりつけ医機能報告
- g 県が保有する令和5、6、7年度の地域医療構想推進支援業務の分析結果

ウ 第8次愛媛地域保健医療計画の中間見直しに係る資料の作成

受託者は、県と協議の上、必要に応じて第8次愛媛地域保健医療計画の中間見直しに係る資料を作成すること。

(2) 地域医療構想調整会議等での説明

ア 地域医療構想調整会議等での説明

受託者は、県と協議の上、地域医療構想調整会議等に、原則として現地出席し、4(1)の作成資料の説明を行うこと。

なお、説明を行う会議体は、愛媛地域医療構想推進戦略会議（令和7年度開催実績2回）、地域医療構想調整会議（令和7年度開催実績6圏域×2回）、保健医療対策協議会（令和7年度開催実績1回）を想定しているが、これに加えて、医療審議会、救急医療対策協議会などの会議体へ説明を行う必要があると県が認める場合には対応するものとする。

イ 資料の印刷等

受託者は、県と協議の上、4(1)で作成した資料を必要部数印刷(原則カラー印刷)し、前記アの会議開催の1週間前を目途に当該会議体の事務局宛に送付すること。

なお、令和7年度の印刷部数の実績は、愛媛地域医療構想推進戦略会議60部、地域医療構想調整会議660部(6圏域の合計)、保健医療対策協議会40部である。

(3) 定例ミーティングの開催

県と受託者相互間の綿密な連携調整のため、概ね3週間に1回の頻度でミーティングの場を設け、議事録を作成すること。

なお、ミーティング会場は県庁本庁舎近辺とし、原則として受託者側で用意すること。ただし、オンラインの場合は、この限りでない。

5 実施計画書及び実施報告書

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、県と協議を行った上で業務を実施すること。
- (2) 受託者は、業務完了に際して、県に成果報告を実施した上で、速やかに実施報告書を作成すること。

6 成果物

- (1) 受託者は、本業務の成果物として、次のものを契約期間内に県へ提出すること。
 - ア 本業務に関する実績報告書、作成資料及び概要版 各1部
 - イ 前記アのデータ及び調査・分析データを保存した電子媒体(CD-R等) 2部
- (2) 契約期間途中においても、受託者が承諾した場合は、県は成果物の全部又は一部を使用することができるものとする。

7 その他

- (1) 業務の着手・進行に当たっては、県と十分に連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務により得られた成果物は、全て県に帰属するものであること。
- (3) 個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範ちゅうを超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (4) 令和8年度新たな地域医療構想策定支援業務に係る公募型プロポーザルにおける企画提案の内容を遵守すること。
- (5) 疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項は、県と受託者の協議により決定すること。